

## 玄海町建設工事最低制限価格制度事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、玄海町が発注する建設工事の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項及び玄海町財務規則（昭和47年規則第13号。以下「規則」という。）第122条の2第1項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

### (適用の対象)

第2条 最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が130万円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

### (最低制限価格の設定基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。  
2 前項で算出した最低制限価格は、規則第123条に規定する予定価格調書に明記するものとする。

### (公告等への記載)

第4条 町長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、規則第122条の2第2項の規定により当該入札に係る公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

### (予定価格及び最低制限価格作成調書への記載)

第5条 第3条第2項に規定する予定価格調書へ明記する最低制限価格については、予定価格及び最低制限価格作成調書（別記様式。以下「調書」という。）より転記するものとし、その記載方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 調書の最低制限価格の欄には、第3条第1項の基準により算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる。）を記載し、入札書比較最低制限価格の欄には、最低制限価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- (2) 前号により予定価格及び最低制限価格を記載した調書は、予定価格調書とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に当該競争の場所に置くものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

4 入札者全員の入札金額が最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。

5 入札失格者に対しては、その根拠規定が政令第167条の10第2項にあることを説明する。

(最低制限価格の公表)

第7条 最低制限価格は、落札決定の日から閲覧に供するとともに、町のホームページにおいて公表する。

附 則

この要領は、令和2年 7月 1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

別記様式（第5条関係）

<p style="text-align: center;">予定価格及び最低制限価格作成調書</p>				
<p>工事名</p>			(単位:円)	
項		目	金額	備考
予定価格	設計額	工事価格		①
		消費税及び地方消費税額		②=①×0.10
		計（請負工事費）		③=①+②
	予定価格	[入札書比較価格]		④
		消費税及び地方消費税額		⑤=④×0.10
		計 [予定価格]		⑥=④+⑤
最低制限価格 (注1)		[最低制限価格]		⑦=⑥×0.92 (千円未満切捨て)
		[入札書比較最低制限価格]		⑧=⑦×100/110 (円未満切上げ)

(注1)

- ・入札時の最低制限価格は、入札書比較最低制限価格（上記⑧）の金額とする。